

東村山市立図書館利用者用インターネット端末設置及び利用の手引き

1. 利用者用インターネット端末設置の趣旨

東村山市立図書館では、レファレンスサービスの一環として、利用者の情報収集の便宜を図るために利用者用インターネット端末（以下「端末」）を設置します。

2. 端末を利用するための資格

端末を利用できるのは、図書館の利用カードの交付を受けている人で、中学生以上の人です。

3. 利用時間

- ◆ 利用時間は、1人1回30分までとします。ただし、次の利用者が待機していない場合は、延長して利用することができますが、次の利用者が来た時点で利用を終了していただきます。
- ◆ 利用者は、端末を利用する日時を指定することはできません。
- ◆ 端末の利用は、閉館時間を超えて利用することはできません。

4. 利用料金

端末の利用料金は、無料です。

ただし、端末を利用して得た情報の複製については、この手引きの6に定める通りとします。

5. 利用の手順

- ◆ 利用者は、図書館が定める利用条件に同意した上で、申込書に必要事項を記入し、図書館の利用カードを提示して申込みをしてください。
- ◆ 利用者は申込み手続き終了後、指定された端末を利用してください。

6. 情報の複製

- ◆ 端末の利用者は、館長等が指定した情報について用紙に複製することができます。この場合、利用者は著作権法（昭和45年法律第48号）で定める範囲及びオンラインデータベース契約先の利用規定に定める範囲で複製することができます。
- ◆ 情報の複製を希望する利用者は、別に定める複写申込書により申し込みをしてください。

- ◆ 複製は、片面白黒印刷のみです。また、複製の申し込みをした利用者は、複製の費用として用紙1枚片面につき、10円を負担してください。

7. 利用者の遵守事項

端末の利用者は、端末の利用に当たり下記の事項を守ってください。下記の事項を守らない利用者については、利用を直ちに中止してもらいます。また、以後の利用を禁止する場合があります。

- (1) 調査研究の目的を超えて情報の検索または閲覧しないでください。
- (2) 情報の検索または閲覧、図書館長が指定した情報の印刷以外の行為をしないでください。
- (3) 端末に自分が持ち込んだ機器を接続しないでください。
- (4) その他図書館の職員の指示に従ってください。

8. 利用者の責任

- ◆ 東村山市立図書館、東村山市教育委員会、東村山市は、利用者が端末を利用することから生じる損害に対して、すべての責任を負いません。
- ◆ 端末の利用において、利用者の行為により東村山市、東村山市教育委員会もしくは図書館または第三者に損害を与えたときは、当該利用者またはその保護者が責任を負うことになります。

9. その他

図書館職員は、調査に関する検索方法等の説明は行いますが、代行検索及び文字入力などの基礎的なパソコン操作の説明は行いません。